石材施工職種(石材加工作業)

作業の定義	大理石(石灰岩の変成岩)、花こう岩〔御影石(みかげいし)〕等の石材を、手道具又は石工用機械を使用して、切断、表面研磨、像刻み、碑文彫り、石塔・石臼(いしうす)等の加工仕上げを行う作業をいう。		
必須業務(移行 対象職種・作業 で必ず行う業 務)	1.表面加工作業 2.筋彫り加工作業 3.面取り加工作業	第2号技能実習 ①石材加工の段取り作業 1.石材の選定作業 2.墨出し作業 3.小割り作業 ②石材加工作業 1.表面加工作業 2.薬研(やげん)彫り加工作業 3.筋彫り加工作業 4.面取り加工作業 5.荒すり及び水磨き作業	第3号技能実習 ①石材加工の段取り作業 1.石材の選定作業 2.墨出し作業 3.大割、小割り作業 4.型板製作作業 (②石材加工作業 1.表面加工作業 2.薬研(やげん)彫り加工作業 3.筋彫り加工作業 4.面取り加工作業 5.荒ずり及び水磨き作業 6.瘤出し(こぶだし)加工作業 7.その他の加工作業 7.その他の加工作業 (3.石製品の据付作業 (4.石材の重量利定作業
	(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③石材施工職種に必要な整理整頓作業 ④石材施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認・ ⑤保護具の着用と服装の安全点体作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業	作業 } ※	
関連業務、周辺 業務(上記が 業務(上関する 技能等業も 技に係当まる に終当すること。)	○		
使用する素材、 材料等(該当す るものを選択す ること。)	①石材 一つ以上必ず使用すること。 1.花こう岩 2.はんれい岩(関緑岩:せんりょくがん) 3.安山岩 4.砂岩 5.粘板岩 6.凝灰岩 7.大理石(石灰岩の変成岩)及びじゃ紋岩	②石材施工用材料 必要に応じて使用すること。1.セメント2.骨材3.コンクリート4.裏込め材5.接着剤6.シーリング材7.金具類	
使用する機械、 器具等(該当す るものを選択す ること。)	①器工具等 4.を含む二つ以上必ず使用し、他は必要に応じて付すること。 1.墨出し用器工具 2.下ごしらえ及び加工用器工具 3.取付け及び据付け用器工具 4.各種保護具(保護眼鏡、安全靴、安全帽、防塵マス・	1.大のこ切断機 2.丸のこ裁断機 3.搾孔(さっこう)機 4.表面加工機	
製品等の例(該当するものを選択すること。)	①霊園、神社・仏閣、庭園に関する石製品 1.神社仏閣用(鳥居、狛犬、狐、仏像等) 2.墓石、墓標、石塔、灯篭、表札、エクステリア製品、塀、社標、寺号標等 ②彫刻に関する石製品 1.庭園の飾り(蛙、亀、梟、石橋等) 2.記念碑、石像、造型作品等		
移行対象職種・ 作業とはならな い業務例	1.印鑑製造作業 2.硯製造作業 3.かわら製造作業 4.れんが製造作業 5.コンクリート積みブロック製造作業 6.タイル製造作業 7.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		